

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における
課題整理状況
(第38回 全体会 資料)
2022/6/10

分冊⑥

【分冊①～⑤に含まないカテゴリの課題】

※課題No. 下の()内は課題提出年度

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
41 (H26)	高次脳機能障害の方の 中高活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷箇所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。 平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。(平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定) 	<p>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全体的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出た課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり) 運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 移動に関するプロジェクトチーム、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第36回全体会(令和3年6月)にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 第37回全体会(令和3年12月)移動プロジェクトの成果(報告書)については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。 	主：移動 副：支援技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あったとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。(東区5)	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外(教育分野など)とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動(交通)が不便である。(東区9) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】41の見解と同じ ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってもよい。プロジェクトを作って現場レベルの担当者が非公式で話し合っても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別(視覚、聴覚、知的、肢体不自由(旧札幌ネット)、病弱)と地域別(東、西、南、北)に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った(25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める)	【東区との意見交換結果】 ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。 【参考】 ・障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。 ・運営会議(H30.12)⇒No.41の記載と同様 【令和元年度】 ・No.41の記載と同様。 【令和2年度】 ・No.41の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育
【課題整理済】41の見解と同じ 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 【第1段階】 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。 【第2段階】 まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会(運営会議)に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる	・地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。 ・通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。 ・雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないかと。制度の話ではあるが、国に訴えていく要素もある。 【令和元年度】 ・No.41の記載と同様。 【令和2年度】 ・No.41の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動助が必要なケースに対する支援の必要性。(東区16) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外(子育て分野など)とも連携し、解決策を検討する。
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。(相談1) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。
34 (H25)	○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。 ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 ○区分認定結果に違いがあまりない。(手稲区5)	●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい(特に居宅ヘルパーの時間数) ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度】 主：移動 副：教育 ・No. 4 1 の記載と同様。 【令和2年度】 ・No. 4 1 の記載と同様。 【令和3年度】 ・No. 4 1 の記載と同様。	
【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度】 主：移動 副：教育 ・No. 4 1 の記載と同様。 【令和2年度】 ・No. 4 1 の記載と同様。 【令和3年度】 ・No. 4 1 の記載と同様。	
【課題整理済】	・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別の支給決定について論点の一つとなっている。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatokentouka_i_kensyo.pdf ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。	主：行政の 仕組み

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
74 (H27)	<p>障がい者虐待対応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。 障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。(東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>〇いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。 〇虐待を受けた人を、速やかに保護できることを整備する必要がある。 〇虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。 〇今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。 【部会の意見】 虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。 障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。</p>
79 (H28)	<p>①障がい者虐待の事例(40代、身体障がい/事業者からの経済的虐待疑い) 支援の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。 区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。</p> <p>②児童虐待の事例(母:30代、精神/長女:小4/長男:小3、療育B/次男:3歳/三男:0歳) 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱いがわからない。 (個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。)【相談】</p>	<p>【課題】 行政機関と障がい福祉サービス事業者(相談支援事業所含む)間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。</p> <p>【考えられる解決策】 ・行政との障がい者虐待防止研修開催 ・個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会(虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について)が必要に応じてマニュアルの見直しも検討。</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】 障がいへの対応を、DV防止法の仕組みや、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある 弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい 障がい福祉課の担当者にも伝える そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からない ～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、DVなどのシステムが一つになる予定 東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供お願い。</p> <p>課題に対応できそうな社会資源の資料収集し東区地域部会に情報提供。 札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置</p> <p>※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする</p>	<p>・性暴力被害者支援センター北海道(さくらこ)を訪問し、意見交換。 ・さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。</p> <p>【虐待防止ネットワーク会議】 ・継続的に開催中。(～令和3年度継続中) ・区担当職員の研修の開催については未確認。</p> <p>【令和元年度】 ・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p>【令和2年度】 ・札幌市要保護児童対策地域協議会より各区地域部会へ会議への出席を求めた動きがあった。</p>	主:行政の仕組
<p>【課題整理済】34の見解と同じ ・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を事業者側との制度理解も必要</p>	<p>【虐待防止ネットワーク会議】 ・No.74の記載と同様。</p> <p>【令和元年度】 ・No.74の記載と同様。</p> <p>【令和2年度】 ・No.74の記載と同様。</p> <p>【参考】令和3年度報酬改定 「障害者虐待防止の更なる推進」について以下①～③について盛り込まれた。 運営基準に以下の内容が盛り込まれた(令和4年度より義務化) ①従業者への研修実施 ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する ③虐待の防止等のための責任者の設置</p>	主:行政の仕組

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字を習得されていない方も多し。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。 【考えられる課題解決策】 ○視覚障がい＝点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく（例：認定調査時など）⇒合理的配慮の観点から必要では？ ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 ○信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の転送システムを考える。
33 (H25)	相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稲区4）	● 相談支援事業所の充実

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 ○区役所の取扱い状況を確認 ・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作ることまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をしておく。 ・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。 ※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。	平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 ・第35回全体会(令和2年12月 書面会議) 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒(札幌市回答)点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。	主：行政の仕組み 副：情報保障
【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさつぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
47 (H26)	<p>養護者からのネグレクトで卒業支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)</p>	<p>障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受付した後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまうました。 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するかを知りたいです。</p>
101 (H29)	<p>他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていたが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、従来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らず、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることとなった。【東区】</p>	<p>サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。 また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。 【東区地域部会の意見】 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。 サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p>	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討</p> <p>【参考】 ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/0000211205.pdf</p> <p>・札幌市の障がい者虐待対応マニュアルについては、平成26年度改訂が最後となっている。</p> <p>・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p>【令和2年度の状況】 ・札幌市要保護児童対策地域協議会より各地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。</p>	<p>主：相談支援事業</p>
<p>【課題整理済】 ・支給審査基準はどこの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。 ・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。 ・少なくとも必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。 ※相談支援部会で検討</p>	<p>・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定についても論点ひとつとなっている。</p> <p>・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatantoukai_ikensyo.pdf</p> <p>・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。</p>	<p>主：相談支援</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 発達障がい知識 ・ 技量のラインが年々低くなっている ・ そもそも養成する研修の場が少ない。 ・ 現場での人材不足が深刻。(東区1)	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関する研修を行う。</p> <p>そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるため、まずはヘルパーにアンケートを取り、(1)実際に研修が必要だと思うか、(2)研修が必要であるとするばどのような研修が良いか、(3)研修に参加するとすると時間帯は、(4)どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまとめ役(事業所等)が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていく。それができた時点で協議会の担当者はハトタッチして協議会としての役割を終える。</p> <p>⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った(25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼) ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。地域の取り組みについては関係団体等に依頼中。</p>	<p>【東区との意見交換結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の継続が必要 ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要。東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8～9割は高齢が対象。 ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか？ ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。 <p>第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム(ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム)設置承認</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第35回全体会(令和2年12月)にてヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第36回全体会(令和3年6月)にてヘルパーの人材不足や技術向上についての課題については引き続き抽出し検討していくことを報告、承認。 第37回全体会(令和3年12月)にて協議会で人材確保や定着に向けてできる活動を検討していくことを改めて確認。 	主：支援技法。障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
67 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護の在り方について 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。 障害児の地域生活について 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならない場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。(東区) 	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護を提供する事業所の意識改革 行動援護ヘルパーの技術の向上 地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動 本人を中心に据えた地域ネットワーク作り(個別支援から地域支援へ)
108 (R1)	サポートファイルさっぽろについて、保護者の物として、扱々と作成されないことがある。【南区】	保護者が作成しない場合、情報が途切れてしまう。作成についてサポートする期間が必要ではないか？

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】1と同じ見解 東区地域部会に情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでは、平成30年度にヘルパーを対象にした座談会を開催。日々のヘルパーの想いや困りごとの共有等ができる仕組みを地域で作っていけないか検討。また、課題としては、技術向上もありつつも人材不足・事業所不足の課題がさらに深刻化してきていると確認。(令和元年7月1日ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム会議) 【令和2年度】 ・No. 1の記載と同様。 【令和3年度】 ・No. 1の記載と同様 	主(前半): 支援技法・障害特性 主(後半): 個別的
【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議) ・義務教育のお子さん(特別支援学校や学級)については、個別の教育支援計画(様式はサポートファイルさっぽろ)の作成が義務化になった。学齢期になれば、サポートファイルさっぽろの様式が、学校で個別の教育支援計画作成のツールとして活用される。学齢期以前は保護者については、作成有無によって違いが出てくる。会議自体が発達障がい特化した会議となっているため、障がいの有無に関わらずすべてのお子さんが作成すると、担当部署間での様々な調整が出てくること予想される。行政からは、障がいの有無に関わらず活用できるとして市内の全小中学校へは周知案内をしている。 ・もともと子ども分野で話題が出ていたものだったので、課題検討については子ども部会で引き続き検討させてもらいたい。今年度中には何らかの結論を出せるようにする。	●子ども部会で継続審議中。	主: 教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区6）	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入居できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。（東区20）	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの動きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り(1)研修、(2)広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った(25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼)</p>	<p>・中央区地域部会で、宅建協作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。 ・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。 ・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。 【参考】 ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」が開設。 http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusenkyougikai.html 【令和3年度】 ・第36回全体会(令和3年6月) 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。 <u>協議会運営会議(令和3年7月)</u> <u>住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。</u> <u>一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。</u> ・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口(みな住まいる)との情報交換会を実施(令和3年12月3日) ・相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加(令和4年2月)</p>	主：住まい
【課題整理済】6の見解と同じ	<p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 副：個別 的・情報保障

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がかつしえん、じぎょうしや、ふどうさんがいしや、ゆうきてき、れんけい、いかつしえん、じぎょうしや、ふどうさんがいしや、ゆうきてき、れんけい、できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家・管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と大家・管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.36の記載と同様。 【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的
【課題整理済】6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.36の記載と同様。 【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
7 (H24)	重複障がい(肢体不自由・知的障がい)をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。(東区7)	<p>●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。</p> <p>●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。</p> <p>●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <p>第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児(者)を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく</p> <p>⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p>【東区との意見交換結果】</p> <p>・重心の方も(地域生活を?)求めている。社会人としてどう成長していくのか?ということを考えている。</p> <p>・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストしてもらい、話してもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。</p> <p>【参考】</p> <p>・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</p> <p>・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関わるプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議(R2年4月・書面会議)、第34回全体会(R2年5月・書面会議)にて行なった。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・第34回全体会結果(R2.5.15)</p> <p>重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。</p> <p>※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p>・協議会運営会議(R2.6月 書面会議)</p> <p>運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会(令和2年12月)へ報告書提出。</p> <p>・協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議)</p> <p>重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけでなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向けた議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・第36回全体会結果(令和3年6月)</p> <p>重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げた上で、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</p> <p>・第37回全体会結果(令和3年12月)</p> <p>協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</p>	主:身体と知的の重複障害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
87 (H28)	36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早くて既に寝たきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる首で多少話をしている内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話が出来る内に自宅に戻って息子さんと、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	【課題】 ALS患者のヘルパー手配について 【考えられる解決策】 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつでも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。 PA制度による医療的ケアの整理。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護なども関わっていった方がよい。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとつにALSについて入れることができるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討	【平成30年度】 ・平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 ・重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatokentoukai_ikensyo.pdf 【令和元年度】 ・重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 【令和2年度】 ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。 ・協議会運営会議 (R3.3.24 リモート会議) No.7の記載と同様。 【令和3年度】 ・重度障がいの課題については、No.7の記載と同様。 ・ヘルパーの課題については、No.1の記載と同様。	主：医療 副：支援技法・障害特性